

I 目 的

この調査は、国民がどのくらいの食糧を消費しているか、どれだけの栄養を摂取しているかを実際に調査し、それと同時に栄養と健康状態との関係を明らかにするために、栄養改善法（昭和27年法律第248号）に基いて、国が行うものである。この調査の結果は、国民の食生活を改善し、国民の体位を向上するために、また広く食糧政策にも利用されることを目的としている。

II 実 施 方 法

1. 調査対象及び客体の抽出

この調査は、国民全体を対象としているが、実施に当つては標本抽出法によつて抽出された地区の全世帯及びその構成員を調査の客体とした。

標本抽出法は、昭和31年4月15日において実施された厚生行政基礎調査の標本を親標本として全国で180地区を層化無作為抽出したものである。

なお、調査世帯は原則として一年間変更しないものとし、当該地区より転出又はその他の理由で調査不能となつた場合は欠とし、新たに転入してきた世帯については対象外とした。

また世帯主が外国人である世帯や集団給食施設及び3食外食者は調査対象から除外した。

ここで世帯とは事実上住居をともにし、かつ食生活をともにしているものの集り及び1人で独立の家計を維持し生活しているものをいう。従つて家事使用人、住込店員、下宿人等であつても食生活をともにしているものは同一世帯とした。

また被調査人員のうち調査期間中に転出、死亡などでいなくなつたものについてはその日まで調査し、転入又は出生など被調査世帯に新たに加わつたものについては、その日から調査した。

2. 調査客体の分類方法及び客体の概要

1) 調査客体（被調査世帯）の分類方法

この調査において、従来は客体を市部、郡部に大別していたが、昭和28年以来、町村合併が促進され市部、郡部の行政区かくが大きく変動したので、従来の集計方法を改め、食糧生産面と消費面に重点をおいて生産者世帯、消費者世帯、その他の世帯の3階層に大別し、さらに5月調査にあつては消費者世帯をその世帯の最多収入者の職業形態によつて事業経営者世帯、常用勤労者世帯、日雇及び家内労働者世帯、その他の消費者世帯の4業態に分類した。

次に業態分類について詳述すれば次のとおりである。

世帯の業態別分類

(a) 生産者世帯（耕地面積3反以上の世帯）

現に農耕栽培を行つている耕地（田，畑，園地など）の面積が3反（北海道では5反とする。以下同様）以上ある世帯をいう。

なお，現に農耕を行つている耕地とは，調査日現在たまたま休耕中のものであつても作付可能なものは含めたが山林，牧草地，採草地は除外した。

園地とは果樹園，桑園，茶園などをいう。

また自ら耕地を所有している，いないにかかわらず現に農耕を行つている耕地が3反以上ある場合には，この「生産者世帯」とした。従つて他人の耕地を小作している場合でも，その面積が3反を越えている場合には「生産者世帯」としたが，逆に耕地を3反以上所有していても，自ら耕作し，或いは他人を雇つて耕作することなく，他人に貸与しているような場合は，この世帯群には含めていない。

なお，この世帯には，農耕栽培のほか，他に事業を行つたり或いは勤め先をもつている者がいてもこの分類に入れている。すなわち3反以上の農耕栽培を行うかたわら雑貨商を営んでいる場合，又は世帯員中に常用勤労者がいても，この世帯群に含めた。

(b) 消費者世帯（耕地を全く有しない世帯）

耕地（田，畑，園地等）の農耕栽培を全然やつていない世帯をいう。

ただし庭，宅地等で小規模に自家用の野菜の栽培を行つているような場合はこの世帯群に含めている。

なお，5月調査の摂取状況並びに栄養欠陥調査の場合はこの世帯群を更に次の4業態に区分した。

(i) 事業経営者世帯（最多収入者が事業経営者である世帯）

最多収入者が事業経営者である世帯とは，耕地を全く有しない世帯のうち，最多収入者が商品の採取・製造・加工・販売またはサービスの提供，もしくはこれらの仲介などの事業経営を個人または共同で行つている世帯で，その事業が調査日現在，その経営上の資産総額5万円以上であるか，または事業経営のための雇人が1人でもいる場合をいう。ただし，共同で事業を行つている場合その経営に参画していても重役賞与など賃金・俸給に近い形で報酬を受けている場合（会社の高級幹部・役職員の場合など）には，ここには含めずに「最多収入者が常用勤労者である世帯」とした。

ここで資産総額とは，事業経営のため，所有する土地・建物・什器・設備・商品・原料・仕掛品・部品・現金・預金・売掛金・貸付金・受取手形・前払費用・権利金などの合計額をいう。

ここでいう雇人には，家族従業者や家事使用人は含めない。なお，この世帯には，世帯員中に常用勤労者や日雇に出る者がいてもこの分類に含めた。

(ii) 常用勤労者世帯（最多収入者が常用勤労者である世帯）

最多収入者が常用勤労者である世帯とは耕地を全く有しない世帯のうち最多収入者が事業経営者でなく，他に雇われて俸給，賃金などを得ているものであつて，つぎの日雇労働者に該当しない世帯をいう。

(iii) 日雇及び家内労働者世帯（最多収入者が日雇労働者或いは家内労働者である世帯）

この世帯群には「最多収入者が日雇労働者である世帯」と「最多収入者が家内労働者である世帯」とが含まれる。

最多収入者が日雇労働者である世帯とは，最多収入者が形式のいかんを問わず他人にやとわれて賃金を

得ている者（日雇にでる者）であつて、非農林業にあつては日日雇入れられる者、農林業にあつては1箇月未満の契約によつて雇入れられる者の世帯をいう。

なお、実際には1箇月以上にわたる雇用関係にある場合でも、形式上の「雇用契約」が1箇月以内であるものは、その契約形式により日雇とする。しかし、契約形式が不明確であるものは、賃金の支払形式など、その実態によつて判定した。

ただし、子守・家事手伝などで、これを業として行うのでなく、時たま、たのまれてこれに従事し、受ける報酬が労働の対価というよりは、謝礼または友誼的受贈金と考えられるような場合は、「最多収入者が常用勤労者である世帯」とも「最多収入者が日雇及び家内労働者である世帯」ともしない。

最多収入者が家内労働者である世帯とは、最多収入者が問屋その他の営利業者から、材料の全部または一部の支給を受けて、自分の家庭で必要な加工をし、その製品を注文主である業者に納めて報酬を得る者である世帯をいう。

営利業者でない者から仕事を受け、これに対して報酬を得る者が最多収入者である場合は、ここには入らない。

なお、いわゆる内職とよばれるものであつても、その性質により必ずしも家内労働に含まれない場合がある。

たとえば、筆耕・造花・和洋裁の下請などを行っている場合は家内労働に入るが、対個人的洋裁仕立や、臨時的家事手伝などは家内労働に入れていない。

また、日日出勤して家庭外で作業を行う場合にも家内労働には入れていない。

(イ) その他の消費者世帯

その他の消費者世帯とは耕地を全く有しない世帯の中で、上記の(イ)、(ロ)、(ハ)の何れにも該当しない世帯をいう。

たとえば、耕地を全く有しないで、最多収入者が対個人的和裁仕立業をしている場合——その業の資産が5万円以上あるか、または雇人が1人でもいれば事業経営者世帯となるが資産もなく、雇人がいないときは、この世帯群に含まれる。

(e) その他の世帯（耕地面積3反未満の世帯・耕地を全く有しないものを除く）

耕地の栽培を行つているが、その面積が3反未満（北海道では5反未満の世帯）の世帯をいう。

注) 最多収者とは、調査日前1箇年間に世帯員中最も多く収入を得た者をいい、もし収入を得た者が1人もいないような場合は、世帯主をもつて最多収入者とみなした。

2) 世帯業態別にみた被調査世帯数（百分率）

世帯業態別に被調査世帯の百分率をみると年平均においては生産者世帯31.0%、消費者世帯62.6%、その他の世帯6.4%となつている。

次に5月調査における消費者世帯は63.4%となつているが、その内容をみると事務的従事者世帯13.9%常用勤労者世帯37.4%、日雇及び家内労働者世帯6.5%、その他の消費者世帯5.6%となつている。

これを後述する厚生行政基礎調査成績にみる世帯数と比較すると生産者世帯が4.1%多く（厚生行政では25.9%）逆に耕地面積3反未満の世帯（消費者世帯、その他の世帯）が少い。

第1表 世帯業態別にみた被調査世帯数(百分率)

	総 数	生産者世帯	消 費 者 世 帯					その 他 の 世 帯
			総 数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇及び家内労働者世帯	その他の消費者世帯	
年平均	100.0	31.0	62.6	-	-	-	-	6.4
5月	100.0	30.3	63.4	13.9	37.4	6.5	5.6	6.3
8月	100.0	30.9	62.6					6.5
11月	100.0	31.3	62.4					6.3
33年2月	100.0	31.6	62.0					6.4

3) 年次別にみた客体の区分方法

国民栄養調査における客体の区分方法について年次別に示せば次のとおりである。

昭和21～22年度——都市（消費者），農村（生産者）

昭和23～26年度——大都市，中小都市（人口3万以上），その他の町村

昭和27～29年度——都市～六大都市，中都市（人口10万以上），小都市（人口3万以上）

郡部～農村，漁村，その他

昭和30年度——市部～六大都市，中都市，小都市，都市化地区

郡部～農村地区

水田耕作率70%以上の地区

水田耕作率70%未満の地区

水産業地区

養蚕地区

林業地区

茶園地区

昭和31年度——市部郡部別～市部，郡部

業態別	耕地面積3反以上の世帯	田作世帯，田畑作世帯，畑作世帯，特殊農業世帯
		耕地面積3反未満の世帯
	林業従事者世帯，漁業者及び類以従事者世帯，労働的従事者世帯，事務的従事者世帯，その他の世帯	

4) 厚生行政基礎調査成績からみた世帯業態の概要

昭和32年度国民栄養調査地区は，昭和31年度厚生行政基礎調査被調査地区の中から抽出している。

なお，昭和31年度厚生行政基礎調査は，昭和31年4月15日現在で行われ，その業態区分は耕地面積3反以上と未満のものに分け，耕地面積3反未満のもの（耕地を全く有しないものを含む。）をさらに事業経営者世帯，常用勤労者世帯，日雇労働者世帯，家内労働者世帯，その他の世帯の5つに分類している。

次に両者の客体区分方法を比較してみると次のとおりである。

厚生行政基礎調査

国民栄養調査

イ，耕地面積3反以上の世帯

イ，生産者世帯（耕地面積3反以上の世帯）

ロ，耕地面積3反未満の世帯

ロ，消費者世帯（耕地を全く有しない世帯）

事業経営者世帯	事業経営者世帯
常用勤労者世帯	常用勤労者世帯
日雇労働者世帯	日雇及び家内労働者世帯
家内労働者世帯	
その他の世帯	その他の消費者世帯

へ、その他の世帯

すなわち厚生行政基礎調査と国民栄養調査の客体の区分方法では若干の差異があり、そのまま両者を比較することは困難であるが、厚生行政基礎調査の世帯業態の概要を知れば、おおむね国民栄養調査の世帯業態の概要をうかがい知ることができるので、ここにその大要を記載することとした。

(イ) 世帯業態別にみた世帯数

耕地面積3反以上の世帯は全世帯の25.9%、耕地面積3反未満の世帯は74.1%である。

さらに耕地面積3反未満の世帯について内訳をみると事業経営者世帯13.5%、常用勤労者世帯45.7%、日雇労働者世帯5.1%、家内労働者世帯1.0%、その他の世帯8.7%となつている。

第2表 世帯業態別にみた世帯数(百分率)

厚生行政基礎調査

総 数	耕地面積3反以上の世帯	耕 地 面 積 3 反 未 満 の 世 帯					
		総 数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯	その他の世帯
100.0	25.9	74.1	13.5	45.7	5.1	1.0	8.7

(ロ) 世帯業態別にみた被保護世帯

被保護世帯の93.0%は耕地面積の3反未満の世帯で、そのうち、その他の世帯が51.1%を占めている。

また被保護世帯を含む割合は耕地面積3反以上の世帯では0.5%、耕地面積3反未満の世帯では2.4%である。

さらに耕地面積3反未満の世帯について、その内訳をみるとその他の世帯は11.0%、家内労働者世帯7.8%、日雇労働者世帯7.0%であり、事業経営者世帯、常用勤労者世帯は0.4%、0.6%と少い。

第3表 世帯業態別にみた被保護世帯(百分率)

厚生行政基礎調査

総 数	耕地面積3反以上の世帯	耕 地 面 積 3 反 未 満 の 世 帯					
		総 数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯	その他の世帯
100.0	7.0	93.0	3.1	15.7	19.0	4.2	51.1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
被保護世帯	0.5	2.4	0.4	0.6	7.0	7.8	11.0

(ハ) 世帯業態別にみた世帯類型

高令者、児童、母子の各世帯は耕地面積3反未満の世帯に多く、とくに高令者世帯は、その66.6%がその他の世帯であり、児童世帯は、76.8%が常用勤労者世帯である。

次に高令者、児童、母子の各世帯を含む割合は、耕地面積3反以上の世帯では0.9%、0.0%、0.9%で

耕地面積3反未満の世帯の2.8%、2.6%、2.7%と比較していずれも少い。

また、その他の世帯が高令者世帯を17.3%、家内労働者世帯が母子世帯を12.1%含んでいるのが目立っている。

第4表 世帯業態別にみた世帯類型（百分率）

厚生行政基礎調査

	総 数	耕地面積 3反以上 の世帯	耕 地 面 積 3 反 未 満 の 世 帯					
			総 数	事業経営者 世 帯	常用勤労者 世 帯	日雇労働者 世 帯	家内労働者 世 帯	その他の 世 帯
総 数	100.0	25.9	74.1	13.5	45.7	5.1	1.0	8.7
高令者世帯	100.0	10.1	90.0	8.9	7.7	5.0	1.8	66.6
児童世帯	100.0	0.1	99.9	0.1	76.8	0.1	0.4	22.5
母子世帯	100.0	10.7	89.3	11.7	32.3	13.9	5.4	26.1
その他の世帯	100.0	27.2	72.8	14.0	46.4	5.0	0.9	6.6

総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高令者世帯	2.3	0.9	2.8	1.5	0.4	2.2	3.9	17.3
児童世帯	1.9	0.0	2.6	0.0	3.2	0.0	0.7	4.9
母子世帯	2.3	0.9	2.7	2.0	1.6	6.2	12.1	6.8
その他の世帯	93.5	98.2	92.0	96.5	94.8	91.5	83.3	70.9

(注) 1) 高令者世帯 男子65才以上、女子60以上の者のみで構成するが、またはこれらに18才未満の者が加わつた世帯をいう。

2) 児童世帯 18才未満の者のみをもつて構成する世帯をいう。

3) 母子世帯 死別、離別、その他の理由（未婚の場合も含む）で配偶者のない18才以上60才未満の女子（配偶者が未帰還、未復員などで生死不明の場合を含む。）と18才未満の子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

4) その他の世帯 1), 2), 3) 以外のすべての世帯をいう。

(二) 世帯業態別にみた世帯構造別世帯数

単独世帯は耕地面積3反以上の世帯にきわめて少く、耕地面積3反未満の世帯に多く、特に常用勤労者世帯と、その他の世帯に多い。

第5表 世帯業態別にみた世帯構造別世帯数（百分率）

厚生行政基礎調査

	総 数	耕地面積 3反以上 の世帯	耕 地 面 積 3 反 未 満 の 世 帯					
			総 数	事業経営者 世 帯	常用勤労者 世 帯	日雇労働者 世 帯	家内労働者 世 帯	その他の 世 帯
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単 独 世 帯	15.2	0.6	20.2	3.4	23.4	10.0	15.3	36.6
基 本 世 帯	44.6	31.1	49.3	52.8	50.5	56.2	44.9	34.1
その他の世帯	40.3	68.4	30.5	43.8	26.2	33.8	39.8	29.3

(注) 1) 単独世帯 世帯員が1人だけの世帯をいう。

2) 基本世帯 世帯主と、その配偶者のみで構成するか、またはこれらに未婚の子の加わつた世帯をいう。

3) その他の世帯 1), 2) 以外のすべての世帯をいう。

(三) 世帯業態別にみた最多収入者の性別世帯数

耕地面積3反以上の世帯では最多収入者が女である世帯の割合は、1割に満たないが、耕地面積3反未満の世帯では2割強である。

そのうち家内労働者世帯、その他の世帯では、それぞれ約4割を占めている。

第 6 表 世帯業態別にみた最多収入者の性別世帯数 (百分率)

厚生行政基礎調査

	総 数	耕地面積 3反未満 の世帯	耕 地 面 積 3 反 未 満 の 世 帯					
			総 数	事業経営者 世 帯	常用勤労者 世 帯	日雇労働者 世 帯	家内労働者 世 帯	その他の 世 帯
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	82.8	93.3	79.1	86.2	81.1	81.2	60.0	58.7
女	17.2	6.7	20.9	13.8	18.9	18.8	40.0	41.3

(ア) 世帯業態別にみた支出階層別世帯分布

耕地面積3反以上の世帯では、9,999円以下の支出階層にぞくする世帯は、33.3%、20,000円以上の支出階層は23.8%である。

ただし、この支出額は現金のみであり現物は入っていない。

耕地面積3反未満の世帯については、9,999円以下の支出階層にぞくする割合は事業経営者世帯11.6%、常用勤労者世帯25.1%、日雇労働者世帯55.3%、家内労働者世帯42.7%、その他の世帯62.8%で、日雇、家内、その他の世帯の低支出階層にぞくする割合がきわめて高いことがわかる。

とくにその他の世帯は、3,999円以下の階層にぞくする世帯が23.0%とその他よりきわだつて多い。

事業経営者世帯の55.0%は20,000円以上の支出階層に属し、常用勤労者世帯では35.6%、日雇、家内、その他の世帯では、それぞれ7.8%、20.1%、9.1%が同じく20,000円以上の階層に属している。

第 7 表 世帯業態別にみた支出階層別世帯分布 (百分率)

厚生行政基礎調査

	総 数	耕地面積 3反以上 の世帯	耕 地 面 積 3 反 未 満 の 世 帯					
			総 数	事業経営者 世 帯	常用勤労者 世 帯	日雇労働者 世 帯	家内労働者 世 帯	その他の 世 帯
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3,999円以下	6.1	4.3	6.5	0.9	5.0	7.0	7.1	23.0
4,000～9,999	24.5	29.0	22.9	10.7	20.1	48.3	35.6	39.8
10,000～19,999	38.2	42.9	36.6	33.4	39.1	36.9	37.1	27.8
20,000～29,999	19.6	15.4	21.0	27.6	23.6	6.2	14.0	6.4
30,000～39,999	7.5	5.2	8.3	16.4	8.1	1.1	4.3	1.8
40,000円以上	4.2	3.2	4.6	11.0	3.9	0.5	1.8	0.9
不 詳	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3

(イ) 世帯業態別にみた世帯人員別世帯分布

世帯業態別に世帯人員別世帯分布をみると、耕地面積3反以上の世帯では、その分布が、人員の多い方に偏っており、耕地面積3反未満の世帯では人員の少ない方に偏って分布している。

すなわち耕地面積3反以上の世帯では5人世帯から10人以上世帯までに6人世帯の19.1%を頂点として全体の77.4%が分布しており、耕地面積3反未満の世帯では1人世帯から5人世帯までに1人世帯の20.3%を頂点として全体の78.7%が分布している。

さらに、くわしくみると耕地面積3反未満の世帯で目につくのは、その他の世帯が1人世帯の占める割合が最も多く36.6%、常用勤労者世帯も23.4%と大きい、事業経営者世帯は1人世帯が少ない。

第8表 世帯業態別にみた世帯人員別世帯分布(百分率)

厚生行政基礎調査

	総数	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上
総数	100.0	15.2	9.6	13.0	15.3	15.5	12.7	8.8	5.0	2.7	2.2
耕地面積3反以上の世帯	100.0	0.6	3.4	7.0	11.6	16.9	19.1	16.9	11.6	6.8	6.1
耕地面積3反未満の世帯	100.0	20.3	11.7	15.1	16.6	15.0	10.5	5.9	2.9	1.2	0.8
事業経営者世帯	100.0	3.4	9.5	14.1	17.2	18.6	15.4	10.1	6.0	3.0	2.6
常用勤労者世帯	100.0	23.4	10.1	15.3	17.4	15.1	9.9	5.1	2.3	0.9	0.5
日雇労働者世帯	100.0	10.0	16.2	17.6	17.9	15.7	11.4	6.4	2.8	1.1	0.8
家内労働者世帯	100.0	15.2	16.7	17.6	18.0	12.9	10.0	6.2	2.4	0.5	0.5
その他の世帯	100.0	36.6	20.3	13.2	10.6	8.6	5.6	3.0	1.3	0.5	0.3

(イ) 勤労, その他の世帯の収入階層別累積分布

常用勤労者世帯, 日雇労働者世帯, 家内労働者世帯, その他の世帯における家計収入を収入階層別累積分布で見ると, 総数では14,999円以下の収入階層に半数の世帯がぞくしている。

しかし業態別に累積の増加してゆく割合が異なっており, その他の世帯では5,999円以下の収入階層に約半数に近い44.4%が属し, 14,999円以下の収入階層では82.5%の世帯が属している。

日雇労働者世帯でも14,999円以下の収入階層に属している割合は, その他の世帯とほぼ等しい81.6%である。

常用勤労者世帯では14,999円以下の収入階層の世帯の割合は40.3%であり, 低支出階層に属する世帯が他に比べてかなり少ない。

第9表 勤労, その他の世帯の収入階層別累積分布

厚生行政基礎調査

収入階層	総数	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯	その他の世帯
1,999円以下	3.4	1.1	2.3	3.0	16.6
3,999 "	7.2	2.4	10.3	11.1	30.8
5,999 "	14.4	7.3	26.4	23.2	44.4
7,999 "	23.1	14.4	43.8	35.7	56.4
9,999 "	31.4	21.8	58.8	46.0	65.8
14,999 "	50.0	40.3	81.6	65.0	82.5
19,999 "	66.8	59.5	92.6	78.4	90.4
24,999 "	79.9	75.4	96.9	87.6	94.8
29,999 "	87.3	84.7	98.3	91.8	96.3
39,999 "	95.2	94.6	99.5	97.0	98.1
全階層	99.5	100.0	99.9	99.8	99.2
不詳	0.2	0.1	0.1	0.4	0.7

第10表 勤労, その他の世帯における世帯人員別平均収入額(円)

厚生行政基礎調査

世帯業態	総数	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上
総数	16,668	8,592	13,722	16,886	19,388	20,853	22,338	24,027	25,272	26,466	28,210
常用勤労者世帯	18,894	9,584	17,165	19,052	21,380	22,874	24,596	26,390	27,767	28,738	30,835
日雇労働者世帯	10,352	6,331	7,800	9,499	10,385	11,649	12,356	14,362	15,018	17,455	18,181
家内労働者世帯	13,598	6,253	9,031	12,088	15,077	17,225	19,500	21,504	23,136	29,773	25,182
その他の世帯	9,006	5,718	7,899	10,187	11,903	12,789	13,794	15,409	15,808	16,714	23,232

ウ) 世帯業態別にみた有病率

耕地面積3反以上の世帯の1,000人対有病率は21.2で耕地面積3反未満の世帯の有病率は22.8である。

傷病を結核，その他にわけると耕地面積3反以上の世帯は結核有病率は2.8，結核以外の傷病の有病率18.4であり，耕地面積3反未満の世帯ではそれぞれ5.5，17.3となつている。

すなわち結核有病率は前者の方がかなり低いといえよう。

耕地面積3反未満の世帯のなかでは，事業経営者世帯，常用勤労者世帯の有病率は比較的lowく，日雇労働者世帯，家内労働者世帯，その他の世帯の有病率はきわめて高い。

とくにその他の世帯では有病率50.5で他に比べて異常な高さを示している。

このことは結核についても同様であつて，その他の世帯の結核のり患率は全体の2.8倍になつている。

第11表 世帯業態別にみた有病率

厚生行政基礎調査

世帯業態	1世帯 当り平均 世帯人員	1000世帯 対傷病 世帯数	1000人対傷病人員数						
			総数	結核			その他		
				総数	在宅	入院	総数	在宅	入院
総数	4.4	88.2	22.2	4.5	2.9	1.6	17.7	16.0	1.7
耕地面積3反以上の世帯	6.1	117.2	21.2	2.8	1.8	1.0	18.4	16.8	1.6
耕地面積3反未満の世帯	3.8	78.1	22.8	5.5	3.6	1.9	17.3	15.5	1.8
事業経営者世帯	4.9	78.4	17.7	3.4	2.3	1.1	14.3	13.0	1.3
常用勤労者世帯	3.6	64.8	19.7	5.2	3.3	1.9	14.5	12.8	1.7
日雇労働者世帯	4.0	107.1	29.5	5.4	3.4	2.0	24.1	21.2	2.8
家内労働者世帯	3.7	111.9	34.0	10.5	8.4	2.0	23.5	21.4	2.1
その他の世帯	2.8	126.1	50.5	12.6	7.5	4.1	38.0	35.2	2.7

3. 調査項目及び調査時期

1) 栄養摂取状況調査

次の事項について昭和32年5月，8月，11月及び昭和33年2月の4回にわたり調査した。

- (イ) 連続した3日間における食事の状況
 - (ロ) 連続した3日間における食事の料理名
 - (ハ) 連続した3日間に摂取した食品の名称及び入手方法の別によるその数量
- 経済調査（食材料費調査）

この調査に関連して，食材料費を一般小売価格に基き年4回調査した。

2) 身体状況調査

(イ) 体力関係調査

次の事項について5月のみ1回調査した。

身長，体重，上腕囲，胸囲，座高，脈はく数，血圧，ただし，脈はく数及び血圧については11月も調査した。

(ロ) 栄養欠陥調査

次の事項について5月及び11月の2回にわたり症候の有無について調査した。

貧血、口角炎、毛孔性角化症、けん反射消失、はい腸筋圧痛、浮しゆ、欠損歯及びう歯。

4. 調 査 要 領

1) 調査員の構成

調査員は栄養士、医師、歯科医師及びその助手をもつて構成する。

栄養摂取状況調査については、主として栄養士がこれに当り、栄養欠陥調査及び体力関係調査については医師、歯科医師及びその助手が担当した。

2) 調 査 方 法

a) 栄養摂取状況調査

調査期日の選定に際しては祝祭日、もの日その他特別に食物の摂取に変化のある日を避け、なるべく普通の摂取状態にある3日間を選び、被調査地区民に対し、予め調査の主旨を十分納得させた後、調査票を各世帯に配付し記入要領を十分説明したうえ、連続3日間に摂取した食品の全部を原食品及び純摂取量に分けて記入させた。

ここで原食品とは入手時の食品をさす。例えば穀類については搗精又は製粉等の加工手段を経たものを指し、野菜類については一応不浄な部分を除きさつたものをいう。

純摂取量とは実際に食べた数量をさし、廃棄した部分は含まれない。

なお、摂取食品については、秤を用いて秤量記入させたが消費量が少く計量困難なもの等については目安量をもつてした。

朝、昼、夕のいずれかを外食した場合は、その内容及び数量のわかっている時には、その品名及び数量を記入させたが内容不明の時は不食とした。

学校給食については、その地域の学校と十分連絡をとり、努めてその実態を把握し記入した。また児童のおやつ、その他夜食、菓子等3食以外のもの及び調味料等についても全部洩れなく記入させた。

なお、調査員である栄養士は調査期間中少くとも1日1回以上被調査世帯を直接訪問し、記入状況を点検するとともに不備な点の是正に当つた。

経済調査（食材料費調査）

調査員はあらかじめ被調査地区付近の各食品の小売店舗における価格を調査して単価を算出しておき集計の段階で計算した。

b) 身体状況調査

栄養欠陥並びに体力関係調査は摂取栄養量調査を行つた世帯の家族全員を対象とし、一定の場所に集めて実施した。

栄養欠陥関係検診

(イ) 貧 血

眼瞼結膜、爪の色により明らかに認められた場合を有症者とした。

(ロ) 口 角 炎

口角部にき裂状に生ずるもので、しばしば湿潤性或は結痂性湿疹を生ずる口角炎を発見した場合を有症者とした。

(イ) 毛孔性角化症

四肢、特にその伸展側について、できれば背部、腰部まで視診、触診を行い発見した場合を有症者とした。

(ロ) けん反射消失

膝蓋けんとアキレスけんの両者を検査し、そのいずれか又は両者減弱ないし消失した場合を有症者とした。

(ハ) はい腸筋圧痛

下腿屈側のはい腸筋肉頭部をおや指にて平たく圧迫した際疼痛がある場合を有症者とした。

(ニ) 浮しゆ

下腿伸側けい骨前部を人さし指にて押し、しばらくの間くぼみを明らかに認めた時を有症者とした。

(ホ) 欠損歯、う歯

欠損歯とは明らかに欠除している歯及びいれ歯を含めたものをいう。ただし、児童の歯で永久歯への交換期のものは欠損歯とはしない。う歯は未処置歯、処置歯を合せていう。2才未満の者は調査から除外した。

体力関係測定

(イ) 身長

身長計の柱にかかとをつけ直立させて計つた。

(ロ) 体重

なるべく裸体に近い状態で測定した。

(ハ) 上腕囲

右手を右側方に水平にし巻尺をわきの下とひじの中央において周囲を測定した。

(ニ) 胸囲

起立の姿勢で両腕を自然に垂れさせ脊面は肩こう骨の直下部、前面は乳頭の直上に巻尺をあて安静呼吸の終つた時に測定した。

(ホ) 座高

座高計の柱に背部を密着させるようにして測定した。

(ヘ) 脈はく数

体動後の測定をさけるため一定時間あおむけにさせた後正しく一分間測定した。ただし、12才未満の者は対象から除外した。

(ト) 血圧

脈はく数測定後あおむけのまま右腕について最高及び最低血圧を測定した。ただし、最低血圧については第4点を測定した。また20才未満の者は対象から除外した。

5. 集計及び製表方法

調査地区別に実施した事項

1) 栄養摂取状況調査

各調査地区の調査員及び集計員は各世帯に記入させた食物摂取状況記入票の3日間の摂取食品を原食品使用量及び純摂取量に分けて3日分をとりまとめて各食品別に累計する。

例えば米なら米のみの使用数量を購入物と自家生産物その他の別に合計する。この際計量単位が升、貫或いは個、枚、本等の目安量で記入されたものがあつた場合はグラム量に換算する。

つぎに調査地区単位に生産者世帯、消費者世帯、その他の世帯の3階層（5月調査にあつては消費者世帯をさらに4業態に分類する）に分けて各食品別に累計し、これらの各食品の純摂取量について栄養量を算出した。

次いで食品群別表に基いて18種類の食品群に分類集計し、さらに動物性食品計及び植物性食品計並びに総計を算出し、これを延人員（3日間の延食数を3で除した数）で除し1人1日当りの摂取量を算出した。

なお、栄養価算定に当つては、素材料により栄養価を算出し、調理による損失は全く顧慮していない。

また海草類、きのこ類は無機質、ビタミンのみ算出し、こんにやく、しらたき及び調味し好品（醤油、酒、香辛料等）は使用量のみ記入し、栄養量は算出しないこととした。

経済調査（食材料費調査）

全世帯の3日間の摂取食品について購入、自家生産、貰物等の別を問わず原食品量に該地域のそれぞれの食品の単価（あらかじめ調査しておいたもの）を乗じて各食品の金額を算出し、さらにこれを食品群に従つて分類集計し、1人1日当りの価格を算出した。

2) 栄養欠陥及び体力関係調査

体位にあつては平均値を求め、栄養欠陥調査にあつては各調査項目の実数を集計して、被調査者に対する百分率を求めた。

百分率は小数点以下第2位を四捨五入して第1位とした。なお、体位の集計に際しては妊婦は除外した。

本省において実施した事項

1) 集計方法

各調査地区別に業態別に集計されたものが本省に提出されると、その個個について十分審査した後、業態別に累計し、さらに全国計を算出した。

2) 製表方法

上記の集計方法に基き32年5月、8月、11月及び33年2月の各期並びに昭和32年度年間平均をそれぞれ算出し、さらに全国、生産者世帯、消費者世帯、その他の世帯並びに5月調査にあつては消費者世帯を事業経営者世帯、常用勤労者世帯、日雇及び家内労働者世帯、その他の消費者世帯に細分して分類製表した。

6. 本書利用上の注意点

1) 栄養価算定に使用した成分表について

栄養価算定に用いた成分表は、当初においては、「食品栄養価要覧」を使用し、昭和23年より日本食品成分表を、昭和30年以後は改訂日本食品標準成分表を使用した。

ただし、昭和23年以降において使用したそれぞれの分析表にない食品については、食品栄養価要覧を使用した。

なお、改訂日本食品標準成分表は昭和29年3月に総理府資源調査会食糧部会で審議決定されたものであるが、従来使用していた分析表と比べて改訂された主な点は無機成分の数値である。

その個個についてみると、まず鉄にあつては数値が全般にわたつて低くなつており、燐の数値は、従来のものと大きい相違はないが僅か低くなつている。

カルシウムの値のうち豆腐及び豆腐製品の値は高くなつているが、これは凝固剤として従来苦汁を使用していたが、戦後はこれに代つてカルシウム塩類を用いるようになったためである。

さらに水分、蛋白質、脂肪、糖質、繊維、灰分及びビタミン類の数値が前回と相違しているのは食品自体の変化、分析試料の選定基準の変更及び分析方法の相違などによるものである。

また、この調査では、ビタミンAのうち植物性食品中のカロチンの力価は、ビタミンAの半分として計算している。

このため年次成績において、特に鉄とビタミンAの数値が昭和30年から急減しているのはこのためである。

従つて年次成績において単なる数字上の比較をするときはこの点を十分考慮する必要がある。

2) 成人換算について

この調査において、栄養摂取状況調査成績は1人1日当りとして算出してあるので、成人の熱量、蛋白質の摂取量を知ろうとするには成人換算率をもつて除さなければならない。

成人換算率の算出にあつては、各世帯員の年令別、性別、労作別により巻末に示してある基準値をそれぞれ適用したが、17才以上の男女については「日本人成年労作別熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」のものをを用い、17才未満の男女については「日本人年令別、性別熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」のものをを用いた。また妊婦、授乳婦については、年令に関係なく「妊婦及び授乳婦熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」のものをを用いた。ただし、乳児を持つ母親でも授乳していない者は授乳婦とはしないで、その成人換算は「日本人成年労作別熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」を用い、この場合乳児の成人換算は、男子の熱量、蛋白質をそれぞれ0.30とし、女子の熱量を0.25、蛋白質を0.30とした。乳児が専ら母乳のみで哺育されている場合の成人換算は母は熱量1.20、蛋白質1.25とし、乳児を0とし、乳児が母乳その他（混合、離乳食）で哺育されている場合の成人換算は母は熱量1.20、蛋白質1.25とし、乳児を男子熱量0.30、蛋白質0.30、女子熱量0.25、蛋白質0.3とした。

7. 記 述 方 法

本書において国民栄養調査の成績は第1部、第2部及び第3部分けて集計収録した。

第1部は昭和32年度において実施した調査成績であり、第2部は、昭和21年以降32年に至るまでの年次別推移であり、第3部には国民栄養に関係ある資料を付録としてのせた。

Ⅲ 調 査 成 績

A. 概 説

国民の食生活は、戦争終了前後に著しく低下し、そのため国民の体位も戦時の数年で30~40年逆もどりした感を与えたが逐年食糧消費水準及び体位は向上し、特に昭和27、28年の两年には著しく改善されているが、昭和29年以降は一般に伸びは鈍化している。

なお、戦前には今日行われているような大規模な国民栄養調査がなかつたので正確な比較は困難であるが記録された食糧の生産統計、その他の資料から推測すれば栄養摂取量は戦前の水準を上回っていると認められる。また、国民の体位もおおむね昭和30年頃には戦前の水準に達し、それ以後は比較的着実な足どりで向上している。

しかしながら、国民の食生活は全般的にみて穀類、特に米食依存度が高いため良質蛋白、脂肪、ビタミンA、B₁、B₂、カルシウム等に欠け易く、このためこれらの栄養素の不足からくる身体症候はかなりみられ、特に国民の約半数を占める生産者階層において、この傾向は顕著である。

1. 栄 養 摂 取 量

国民の栄養摂取水準は逐年改善され、かなり向上してきたが、昭和28年を転機として著しい向上はみられず、一般に上昇のテンポは緩慢である。

なお、前年と比較すると動物性蛋白質、ビタミンA、B₂等若干の伸びをみせているが、ビタミンB₁のみは白米食の増加のため遺憾ながら逐年下降に転じ、そのため腱反射消失、腓腸筋圧痛等ビタミンB₁欠乏症候の多発となつて現われ、わが国の米食偏重の食生活の根本的な不合理性を端的に示している。

消費者世帯は生産者世帯に比べ栄養摂取水準はかなり上位にあり、特に消費者世帯のうち各栄養素を通じて最もバランスのとれた業態は常用勤労者世帯であるが、日雇及び家内労働者世帯の栄養水準は極めて低い。

生産者世帯にあつては熱量は消費者世帯よりも多いが、蛋白質、脂肪をはじめすべての栄養摂取量は量的に劣っているばかりでなく、質的にも、植物性食品特に穀類からの摂取量が多く、動物性食品からの摂取は少く栄養構成はかなり劣っている。